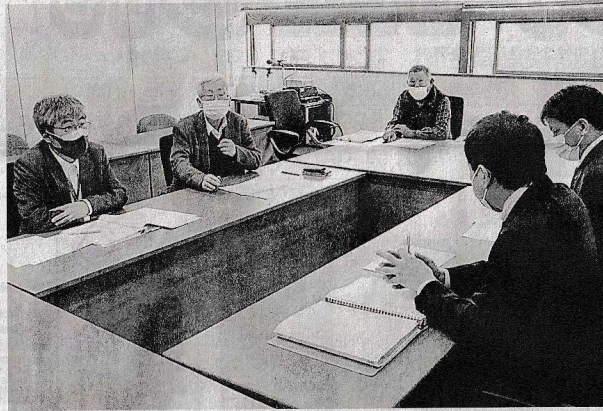


法的援護や実態調査を 被爆2世 長崎市と県に要望



被爆2、3世の法的援護などを国に求めるよう長崎市に要望した崎山事務局長（左）ら 同市役所

県被爆二世の会（丸尾育朗会長）などの3団体は18日、長崎市と県に対し、被爆2、3世を法的援護の対象とすることを国に要望するよう申し入れた。県市の施策として、生活や健康に関する2世らの実態調査にも取り組むよう求めた。

団体側は法的援護や実態調査の他、2世健診にがん検診を追加し、3世も受診対象とすることなどを要望。長崎市役所を訪れた同会の崎山昇事務局長は、国や県市が被爆2世らの人数も把握できていないとして「私たちが置かれた状況を理解し、援護につなげるために実態調査が必要」と強調。「当事者の思いを受け止め、市ができることに取り組み、できれば国に要望して」と求めた。

市原爆被爆対策部の前田孝志部長は、10月をめどに文書で回答するとして「市

議会とも連携し、市として必要と判断したものは国に要望していく」と述べた。
(三代直矢)

ながさき・させぼ

県内総合

崎支局 〒850-0874
長崎市魚の町3-11
話095-824-0700 FAX824-0644
agasaki@mainichi.co.jp

世保支局 〒857-0043
佐世保市天満町3-12
話0956-22-4151 FAX26-0084
sasebo@mainichi.co.jp

長崎市に申し入れをする被爆2世団体のメンバー



被爆2、3世へも適用を

援護法で3団体県と長崎市に申し入れ

「県被爆二世の会など3団体は18日、被爆2、3世への被爆者援護法の適用を国に強く働きかけるよう、長崎市と県に申し入れた。

団体側は「2、3世も被爆者である親と同じく健康不安を抱え、闘病の日々を送る人もいる」と指摘。2、3世の健康実態調査やがん検診の実施なども求めた。同会の崎山昇事務局長(63)は「被爆2

世も高齢化しており、喫緊の課題だ」と強調した。

にわたる要望で、整理して国につなげていく。今後県や市議らと連携して対応したい」と述べるにとどまった。【高橋広之】

申し入れ書を受け取った長崎市原爆被爆対策部の担当者は「長年